

日常生活を営むことが
困難な人の自立をめざす

救護施設

とは



社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会

1

生活保護制度にかかわる長い伝統と幅広い支援のノウハウを持つ施設です

救護施設は、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、とうとう憲法第25条の理念を受け、昭和25年に制定された生活保護法の第38条第2項に規定された施設です。利用者を地域の住民として尊重し、意向にそった自立支援を行い、その人らしい豊かな生活の実現に最大限努めることを目的としています。施設の利用者は生活保護の受給者であるという点が特徴のひとつです。

救護施設は、身体や精神に障害があったり、何らかの生活上の問題のため日常生活を営むことが困難な方が入所し、健康で安心して生活しつつ、自立をめざす支援をする施設です。

救護施設の利用には、障害種別による利用制限はありません。

支援を必要としている方を幅広く受け入れる救護施設は、“地域におけるセーフティネット”として、命と生活そのものを支える存在となっています。

※救護施設は全国には約180か所あり、各都道府県に一か所以上設置されています。



2

日常生活が困難な方の衣食住等を満たす自立支援のための施設です

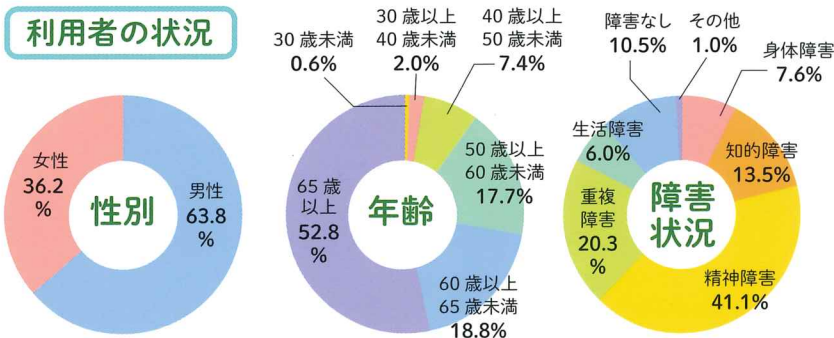
救護施設は健康で安心して日常生活をおくる場となっています。各施設は居住支援を基礎として、一人ひとりの抱える課題を受け止めて、将来にわたり誰もがその人らしい人生をおくることのできるよう、以下のような支援をしています。



日常生活支援	健康管理、相談援助、介護支援（必要に応じ）など
リハビリテーションプログラム	身体機能回復訓練、日常生活動作・生活習慣等の訓練など
自己実現の支援等	就労支援、作業活動、趣味・学習活動など
地域生活の支援	通所訓練事業、居宅生活訓練事業、グループホームの運営、配食サービス、地域の生活困難者への相談事業など

救護施設の入所は、原則として居住地を管轄する福祉事務所に対して、本人か、またはその扶養義務者等が申請して、実施行政機関による「措置」として入所が決まります。

救護施設の職員は、施設長、事務員、主任指導員、介護職員、栄養士、調理員、医師、看護師、介助員で構成され、入所定員に応じてその職員数の基準が定められています。



※全国でおおよそ17,000人の方が利用されています。（「平成28年度全国救護施設実態調査報告書」より（平成28年10月1日現在））

3 利用者にとって最適な自己実現が図られるよう支援する施設です

救護施設は、利用者一人ひとりの抱える課題を受けとめて解決を図るとともに、生活や利用者自身のことを共に考え、誰もがその人らしく生きがいを育てるよう支援します。

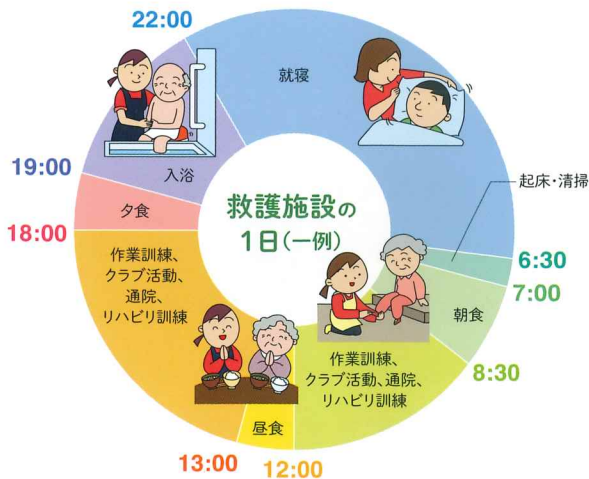
サービスの提供にあたっては、利用者の希望・要望も聞きながら利用者と支援者が一緒になって「個別支援計画」を策定し、支援を行っています。このことによって利用者にとって最適な自己実現が図られるよう、自立に向けた支援をします。



園芸活動を通して、地域の環境美化に貢献



社会参加の一環として、利用者が作成した商品を販売



4 地域における福祉の拠点として生活困窮者支援のための取り組みを行う施設です

① 救護施設居宅生活訓練事業

施設を退所して居宅生活に移ることを希望される利用者を対象に、アパート等を利用し社会生活力を習得するための訓練を行っています。

② 保護施設通所事業

退所者の居宅生活を支援するため、通所または施設職員の訪問により、生活全般の相談・支援を行う事業を行っています。

③ 一時入所

居宅で生活する人が一時的に精神状態が不安定になった場合などに、精神状態の安定を図るために、短期間救護施設を利用したり、DV被害者等の保護等のため緊急一時保護を行っています。

④ 移行促進

救護施設は、利用者の地域での自立生活をめざし、循環型セーフティネット施設として機能するために、利用者の地域や他種別施設等への移行促進を図っています。

⑤ 交流事業

さらに、救護施設の機能を活かし、地域における福祉の拠点となるために、ボランティアの受け入れをはじめ、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、教員などを志す学生の実習受け入れ、地域住民との交流事業、社会福祉協議会と連携した地域福祉活動などにも取り組んでいます。

⑥ 地域への開放

そのほかにも、地域の生活困窮者等を対象とした相談活動、介護教室、配食サービス、集会室等のスペース提供、福祉機器等の貸し出しサービスなど、各施設が工夫して様々なサービスを行っています。

私たちは、地域共生社会の実現に向け 地域のセーフティネット施設をめざします

救護施設は、利用者だけでなく、社会や地域住民の方たちからの期待に応えるため、社会的な課題となっている生活困窮者支援を行っています。

本会では、地域のセーフティネット施設として機能するため、全国の救護施設が「点」で支援を行うのではなく、地域の関係機関との連携による「面」での支援を行うことを目標に、「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を作成し、救護施設が行う生活困窮者支援の一層の推進を図っています。

また、以下の4項目を基本的な考えとして、救護施設の目指すべき将来像として活動をしております。

- 1 真に支援を必要としている人を確実に受けとめる、『最後のセーフティネット』としての役割を果たします。
- 2 救護施設入所者の地域生活への移行と定着のための支援を、「個別支援計画」に基づいて行い、「施設から地域へ」「地域から施設へ」という「循環型支援体制の構築」を目指します。
- 3 救護施設が培ってきた「居住支援」や「生活支援」等の強みを活かし、その機能を地域に積極的に展開することで、地域におけるセーフティネット機能の強化に貢献します。
- 4 保護実施機関（福祉事務所）や生活困窮者自立相談支援機関との連携を強化し、居住と生活に課題を抱える要保護者や生活困窮者等への支援の充実を図ります。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内

Tel 03-3581-6502 Fax 03-3581-2428

<http://www.zenkyukyo.gr.jp/>